

第 1 章

特別支援学校における進路指導・職業教育の動向

社会の産業構造や就業構造が変化する中、若者の社会的・職業的自立、学校から社会・職業への移行に向けた学校教育の在り方が課題となっている。このような状況の中、障害のある子ども達が主体的に自己の進路を切り開き、自己実現を果たすために、特別支援学校の教員が担う役割はこれまで以上に大きい。

今回改訂された特別支援学校学習指導要領には、改訂の要点の1つとして「職業教育の充実」が示され、「キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れる等の就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るように配慮すること」と明記された。また、進路指導については、「校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図る」ことと、「家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」が新たに加えられた。

本章では、新学習指導要領の改訂に至るまでの障害のある生徒の進路指導・職業教育に関わる施策動向と特別支援学校における進路指導・職業教育の現状と課題について概観する。

第1節 わが国における進路指導・職業教育に関わる施策動向

(1) 今後の初等中等教育と高等教育の接続の改善について

(中央教育審議会答申 2000年)

本答申では、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」ことが提唱された。

(2) 障害者基本計画（2002年閣議決定）

雇用・就業は障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る（三分野別施策の基本的方向 5. 雇用・就業（1）基本方針）ことが示された。

(3) 障害者基本法の改正（2004年）

障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定した。

(4) キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書

～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～（2004年）

キャリア教育を「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」と捉え、「勤労観・職業観を育てる教育」と定義した。

(5) 教育基本法改正 (2006 年)

教育の目標の一つをして「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに盛り込まれた。

(6) 学校教育法改正 (2007 年)

義務教育の目標の一つとして「職業についての基本的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」、また、高等学校の目的に「心身の発達及び進路に応じて教育を施す」ことが規定された。

(7) 職業自立を推進するための実践研究事業 (文部科学省 2007 年)

学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、地域の企業関係者と協力した職業教育の改善、新たな職域の開拓や現場実習の充実、地域の企業に対する特別支援学校の生徒及び職業教育についての理解啓発等、障害のある生徒の就労を促進するための実践研究事業を行うとこととした。本事業で職業自立連携協議会の設置や就労サポーターの派遣等が取り組まれた。

(8) 「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」いわゆる「改正連携通達」(文部科学省、厚生労働省 2007 年)

福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るため、福祉施設や特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と、就労支援の取組の強化を働きかける、特別支援学校の生徒やその保護者に対して在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図ること、労働・福祉・教育の一層緊密な連携を確保し、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくことが示された。

(9) 教育振興基本計画 (2008 年閣議決定)

「基本的方向 2 個性を重視しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる」の施策として、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、幼児指導生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進することが掲げられた。またキャリア教育・職業教育の推進も示された。

(10) 特別支援学校学習指導要領(文部科学省 2009 年)

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(中央教育審議会 平成 20 年)を踏まえ、①障害の重度・重複化、多様化への対応、②一人ひとりに応じた指導の充実、③自立と社会参加に向けた職業教育の充実、④交流及び共同学習の推進が示された。そして、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関しては、職業教育を一層進める観点から特別支援学校高等部(知

的障害)の教育課程に専門学科として「福祉」が新設されることが示された。また、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定された。

各特別支援学校においては、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、「時代のニーズに合った就業につながる職業教育に関する教育課程の見直しや就業に向けた支援方法の開発を推進することが必要である。」と述べられた。

(11) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方 (中央教育審議会答申 2011年)

中央教育審議会は以下の点から、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について答申した。

- ・若者の学校から社会・職業への移行が円滑に行われていない状況がある。その原因や背景には、学校教育が抱える問題にとどまらず、産業構造の変化、就業構造の変化等、社会全体を通じた構造的な問題が指摘されている。
- ・高等学校への進学率が約98%まで拡大した現在、全生徒数の約72%を占める普通科には、他の学科に比べ就職希望者に占める就職者の割合が低い。
- ・子どもたちが将来就きたい仕事や自分の将来のために学習を行う意識が国際的にみて低く、働くことへの不安を抱えたまま職業に就き、適応に難しさを感じている状況があること等、学校教育における職業に関する教育に課題が見られる。
- ・職業に関する教育に対する認識の不足や職業に関する教育をより重視していかなければならないことを社会全体で認識していく必要がある。
- ・若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援は、関係機関が連携して取り組むことが重要であり、その中で学校が果たす役割が重要である。
- ・平成18年に改正された教育基本法や平成20年に策定された教育振興基本計画においても、学校教育において職業に関する教育を推進する旨が掲げられている。

また、本答申では、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育について各学校段階(幼児期、義務教育、後期中等教育)で示されている考え方に加えて、以下の点を重視することを求めている。

- ・個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で適切なキャリア教育を行うこと。
- ・自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うこと。
- ・学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別の教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供する等、進路指導の充実に努めること。

以上の動向と法令や学習指導要領等に規定あるいは明記されている事項から、特別

支援学校においては進路指導・職業教育のより一層の充実を図っていくことが求められている。

第2節 進路指導の位置づけ及びキャリア教育・職業教育の方向性

(1) 進路指導

進路指導は、本来、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、さらにその後の生活によりよく適応し能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す活動である。

従来型の進路指導では、往々にして進路決定の指導や生徒一人一人の適正と進路や職業・職種との適合を主眼においた指導が中心となっていた。このような従来型の進路指導は、キャリア教育の推進の観点から見直しが求められている。

具体的には、特別支援学校学習指導要領（高等部）の「教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の中に、「進路指導の充実（第1章第2節第4款の5（6））」が明示されている。今回の改訂にともない、「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」、「家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」が新たに加えられた。そして、同様の記載が、特別支援学校中学部においてもなされている。

(2) キャリア教育・職業教育

中央教育審議会答申（平成23年）において、『「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業教育自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であり、「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である』と示されている。

キャリア教育と職業教育の基本的方向性としては、①幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進める、②学校における職業教育は、基礎的な知識・技能やそれらを活用する能力、仕事に向かう意欲や態度等を育成し、専門分野と隣接する分野や関連する分野に応用・発展可能な広がりを持つ、③学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図るとされている。

また、キャリアとは、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」であり、キャリア発達とは、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」と位置づけている。表1-1に、中央教育審議会答申によるキャリア教育と職業教育において育成する力と教育活動を示した。

表 1-1 キャリア教育と職業教育（中央教育審議会）

	育成する力	教育活動
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。
職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

第3節 特別支援学校における進路指導・職業教育の現状と課題

特別支援学校では特別支援教育体制への移行にともなって、障害の重度・重複化、多様化への対応が求められている中で関係機関や地域との連携のもと、これまでの進路指導・職業教育の実践を振り返り、深化させていくことで進路指導・職業教育のさらなる充実を図っていくことが求められている。しかしながら、その一方で、特別支援学校においては、進路指導・職業教育を進めていくうえで様々な課題に直面している。

国立特別支援教育総合研究所が実施した進路指導・職業教育主担当者による進路指導・職業教育の現状と課題に関する調査（国立特別支援教育総合研究所, 2009）から、以下の6点が明らかとなった。

（1）進路指導・職業教育の専門性継承

進路指導・職業教育に携わっている担当者の教職経験年数及び特別支援教育の経験年数は、「15年以上」であった。しかし、進路指導担当の経験年数は、各学校種とも「1年以上5年未満」が約60%であり、職業教育の担当経験年数についても視覚障害と聴覚障害以外の他の学校種は「1年以上5年未満」が約40～50%を占めていた。

この結果から、進路指導・職業教育の担当者が、必ずしも進路指導・職業教育について十分な経験や必要なノウハウを保有しているとは限らないことが示唆された。この背景には、教員の人事異動等により、担当者が継続的に進路指導を担当することが難しい状況にあると推測される。進路指導・職業教育を長期的に担当することが困難であることは、進路指導・職業教育を進めるうえで求められる知識やノウハウの蓄積がなされにくいと考えられる。したがって、新たに進路指導・職業教育を担当する者が、円滑に業務を遂行できるようにするためには、必要最低限に把握しておくべき業務事項や指導の方向性、障害のある生徒の進路決定までの見通しについて整理し、新たな進路指導・職業教育の担当者に引き継ぎできるための体制整備が求められる。

（2）進路指導・職業教育担当者の負担

進路指導・職業教育の担当者の約半数以上は専任であったが、「教科担任」や「学級担任」、

「特別支援教育コーディネーター」と兼務している者も見られた。仮に、進路指導・職業教育の経験が浅く、その他の分掌業務と兼務しながら進路指導・職業教育に携わらなければならぬ場合、担当者の負担は大きくなると推測される。

進路指導・職業教育は、障害のある生徒の将来的な社会参加、自立を促していく重要な教育活動である。障害のある生徒に応じた進路決定、就労へと導くためにも担当者が進路指導・職業教育に専念できる体制整備が求められる。ただし、担当者が障害のある生徒について、彼らが日常生活や学習場面でどのような力を発揮し、また、何が課題であるのかといった実態を把握しておくことは、障害のある生徒の特性や能力に応じた職場開拓や進路決定を行ううえで重要である。

したがって、特に教科担任を兼務している場合には、担当時数を軽減するといった調整を行い、担当者に過度の負担が生じないよう校内での配慮が求められる。

（３）移行支援会議の位置づけと管理職の参画

進路指導に関わる移行支援会議は、約60%以上が実施されていた。これは、職業教育でもほぼ同様であった。移行支援会議の開催頻度としては、進路指導は肢体不自由で半数が定期的に開催していたが、その他の学校種では35%程度に留まっていた。また、知的障害と複数種では、「無回答」が示された。このことは、移行支援会議が設定されているが、その位置づけは不明確であると推察される。

移行支援会議の開催は、個々の学校の組織体制の事情により、その頻度が異なってくるであろう。重要なことは、定期的または不定期であれ、移行支援会議を開催する目的や会議に参画する教員等の役割が明確化されたうえで進められているかということである。これより、会議に参画する教員等の負担が軽減し、効率的に進めることが可能となる。ただし、本調査では、学校での移行支援会議の目的や会議に参画する教員の役割については、明らかにしていない。したがって、今後は、その点について検討していく必要がある。

移行支援会議の構成員については、進路指導・職業教育ともにいずれの学校種も「進路指導・職業教育担当者」と「担任」が高い割合で参画していた。しかし、「校長」「副校長・教頭」の管理職が移行支援会議に参画していたのは、進路指導では聴覚障害と病弱で半数示されたのみで、その他は半数にも満たなかった。この結果は、職業教育でも同様の傾向が示された。このことから、校内をあげた進路指導・職業教育のための機能が十分に果たされていない事情がうかがえる。文部科学省（2009）は、「進路指導を効果的に進めていくためには、校長や副校長、教頭の指導のもと、全教職員の共通理解を図るとともに、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力していくことが重要である」と明示している。進路指導・職業教育を円滑かつ機能的に進めていくためには、校長をはじめとする管理職の理解と実際的な協力が不可欠である。管理職が移行支援会議に可能な限り参画し、在籍する障害のある生徒の実態や校内での進路指導・職業教育の取組の動向について把握することは、学校全体として自校の進路指導・職業教育上の課題や成果について共通認識することにつながると考えられる。

（４）家庭との連携及び協働

障害のある生徒自身と彼らを最も身近で支えているのは保護者（家庭）であり、保護者の進路指導・職業教育に対する意識の向上と主体的な参画は重要である。

本人や保護者への進路指導・職業教育に関する情報の発信方法としては、進路指導・職業教育ともに「保護者会」での発信が多かった。この結果が示すように、特別支援学校では、保護者への情報発信に努めていることがうかがえる。その一方で、「保護者会」に出席していない保護者への対応が課題にあげられる。

その対応策の1つとしては、「家庭訪問」の実施が考えられるが、「家庭訪問」の実施率はいずれの学校種においても低かった。「家庭訪問」は、障害のある生徒の生活状況や地域事情、家族の進路への関心について具体的な情報を収集することができる有益な方法である。「家庭訪問」の実施率を上げることは、より地域社会に根差した進路指導・職業教育の展開につながるのではないであろうか。なお、「家庭訪問」を進路指導・職業教育に正規に位置づけるためには、これに要する担当者の時間や経費の支出についても、あわせて検討する必要がある。

すべての障害種において進路指導で課題意識が高かったのは、「家庭の理解や協力」であった。障害のある生徒の進路決定には、保護者を含めた本人の希望や障害の程度に応じた進路先の検討、進路希望先の見学による情報収集が必要である。また、職業教育では、いずれの障害種も「早期からの系統的な指導」に対する課題意識が高かった。就労で求められる資質・能力の育成、基本的生活習慣の確立やマナー等のスキル獲得には早期からの積み上げと家庭教育が不可欠である。そのため、学校の指導体制の中に家庭との連携や協働を組み込む必要がある。

(5) 関係諸機関及び地域との連携

進路指導・職業教育ともに、「ハローワーク」、「県、市町村の福祉関係各課」が共通の連携先として示された。反面、連携の割合が低かった機関として示されたのは、進路指導・職業教育ともに「職業能力開発校」、「福祉工場」であった。これらの機関との連携については、近年、厚生福祉行政機関が障害者支援対策として取り組み始めたもので、今後その割合が推移する可能性があると考えられる。各特別支援学校においては、従来の連携機関との関係を一層強化していくとともに、福祉行政の動向にも目を向けて連携を図っていくことが必要である。

地域との連携については、「地元企業」との連携を除くと、その他は半数に満たない結果であった。「商工会」や「町内会」といった身近な地域との連携が充分になされていないことは、障害のある生徒の地域社会に根差した生活や社会参加を狭めることにつながるのではないかと危惧される。他方、職業教育においては、知的障害と複数種が、「地元企業」と連携を深めていることが示された。これは、職業教育の実習の場として、「地元企業」の協力をあおいでいることがうかがえる。

一方、視覚障害では、進路指導・職業教育ともに「同窓会」との連携を深めていることが明らかとなった。これには、視覚障害に特化したあんま・マッサージ・指圧、鍼灸等の職業科の卒業生や同窓生との結びつきを重視していることが背景にあると推測される。

地域との連携には、特別支援学校に関する情報が地域住民に認知されているかが重要な要因になると考えられる。特別支援学校には、地域のセンター的役割を担うことが求められており、それには特別支援教育コーディネーターの役割が大きい。また、進路指導・職業教育の担当者の課題意識が高かった内容として「進学先や企業側等の積極的な受け入れ意識の向上」、「地域、進学先、企業等との連携」が示された。このことから、特別支援

教育コーディネーターを移行支援会議の構成員として配置し、進路指導・職業教育に積極的に参画し、彼らが地域との連携のキーパーソンとなることが望まれる。

（６）進路指導・職業教育の指導体制の整備と教育課程の改善

「教育課程上の位置づけ」、「指導体制の明確化」、「評価基準の保有」については、どの学校種においても担当者の課題意識が低かった。これに関わって、キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会（2003）は、進路指導を中心とする学校教育の取組は系統的な指導・援助といった意識や観点が希薄であり、実践を通じた指導方法の蓄積が少なく、取組が全体として脈絡や関連性に乏しいと指摘している。進路指導・職業教育の教育課程上の位置づけや指導体制が不明確であることは、全体としての脈絡や関連性に乏しく、生徒の能力・態度の向上等に結びついていかなることが危惧される。こうした課題を改善するためには、体系化された進路指導・職業教育の教育課程の編成のもとに、指導内容及び指導形態、評価の在り方といった一連の指導体制の確立を図っていくことが極めて重要である。

次章では、上述した特別支援学校における進路指導・職業教育の課題について、さらに検討する。

引用・参考文献

- 文部科学省（2004）キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書。
- 文部科学省（2006）教育基本法改正。
- 文部科学省（2007）学校教育法改正。
- 文部科学省（2008）教育振興基本計画。
- 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）。
- 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）。
- 中央教育審議会（1999）「初等中等教育と高等教育の接続改善について」。
- 中央教育審議会（2011）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」。
- 国立特別支援教育総合研究所（2009）障害のある子どもへの進路指導・職業教育の充実に関する研究アンケート調査報告書。
- 国立特別支援教育総合研究所（2010）平成20～21年度専門研究A「障害のある子どもの進路指導・職業教育の充実に関する研究」研究成果報告書。
- 厚生労働省（2007）「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」改正連携通知。
- 内閣府（2002）障害者基本計画。

（原田 公人）